

北海道告示第 10445 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 7 年 7 月 14 日までに北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 7 年 3 月 14 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北見複合商業施設

北見市光西町 185 番地 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区神田三崎町 3 丁目 3 番 21 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) イトーヨーカドー北見店

(変更後) 北見複合商業施設

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸

(変更後) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社イトーヨーカ堂	代表取締役 亀井 淳	東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	(ア)
株式会社富士メガネ	代表取締役 金井 昭雄	札幌市中央区南 2 条西 4 丁目 7 番地	(イ)
ミニット・アジア・ パシフィック株式会社	代表取締役 山口康寿	東京都渋谷区東 1 丁目 24 番 10 号	(ウ)
株式会社田巻美石園	代表取締役 田巻 秀隆	北見市幸町 8 丁目 2 番 12 号	(エ)

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
未定			

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和6年8月18日

上記(3)イ 令和3年4月1日、令和3年10月1日、令和6年3月13日

上記(3)ウ 令和6年8月18日 ほか

(5) 変更する理由

上記(3)ア 大規模小売店舗の名称変更のため

上記(3)イ 代表者及び商号、住所変更のため

上記(3)ウ 小売業者撤退のため

2 届出年月日

令和7年2月3日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和7年3月14日（金）から令和7年7月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで